

裁判員経験者の意見交換会議事要録

日 時 平成28年6月16日（木）午後3時00分から午後5時00分

場 所 横浜地方裁判所中会議室

参加者等

司会者 三 浦 透（横浜地方裁判所第2刑事部部総括判事）

裁判官 本 間 敏 広（横浜地方裁判所第2刑事部判事）

検察官 中 村 憲 一（横浜地方検察庁検察官）

弁護士 菊 池 博 愛（神奈川県弁護士会所属）

裁判員経験者1番 30代 男性 （以下「1番」と略記）

裁判員経験者2番 50代 女性 （以下「2番」と略記）

裁判員経験者3番 20代 男性 （以下「3番」と略記）

裁判員経験者4番 50代 女性 （以下「4番」と略記）

裁判員経験者5番 30代 男性 （以下「5番」と略記）

裁判員経験者6番 40代 女性 （以下「6番」と略記）

議事要旨

（司会者）

意見交換会を始めさせていただきます。

本日はお忙しい中、また、お暑い中、お集まりいただきましてありがとうございました。

私の自己紹介からさせていただきますが、私は横浜地方裁判所第2刑事部の裁判長をしております裁判官の三浦と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

横浜に参りまして2年と3か月ほどがたっております。横浜と前任地でも裁判員裁判を経験しておりました。裁判員裁判では参加された裁判員、補充裁判員の皆様が非常に熱心に評議にも参加されて、まことに頭が下がる思いです。

本日は皆様から裁判員裁判を通じて感じたことを率直にお話ししていただき、私たちの参考にさせていただきたいと思います。

裁判員裁判では裁判員の皆様に事件の内容をよく理解していただいて充実した評議ができるようにということで、裁判所も検察庁も弁護士も努力しているところですが、参加された皆様の立場からして、我々の努力が本当に的を射たものなのかどうかといったところもあるかと思いますので、そこはむしろこうしたほうがいいのかというようなところがあったらどんどんおっしゃっていただきたいと思います。

それでは、私以外に参加しております法律家の人にお一人ずつ簡単に自己紹介していただきたいと思います。

まず検察庁から中村検察官、どうぞ。

(検察官)

横浜地検公判部の検事の中村と申します。私自身、横浜地検に参りましたのが昨年の7月でして、この3月まで捜査のほうを担当しておりました。4月から公判のほうに立ち会うことになりまして、裁判員裁判にもかかわることになっております。

その前はと申しますと、実は裁判員裁判が始まった年、平成21年の頃に裁判員裁判を経験しまして、その頃10件程度だったのでしょうか、立ち会って、その後しばらく裁判員裁判にかかわる機会がなかったのですが、この4月からまたかわることになりまして、当時とまた随分やり方が変わっている部分がいろいろあるのですが、私自身、どういう裁判員裁判の進め方が裁判員の皆様にとっても分かりやすいのかということを探しているような状況ですので、ぜひ貴重な意見を今日は伺って、また今後の活動に役立てていきたいというふうに考えております。よろしくお願いします。

(司会者)

では、続きまして弁護士会から菊池弁護士、どうぞ。

(弁護士)

弁護士の菊池博愛と申します。

弁護士会では刑事弁護センター運営委員会という刑事弁護関係の委員会に所属しております。事務所は川崎にあるのですが、裁判員裁判のときは横浜に来て

やっているということで、平成21年に1件担当して、22年にもう1件担当して、24年に1件担当して、3件担当しているのですが、ここ4年くらい担当している事件がなかなか起訴されなかったりして、裁判員裁判事件になっていないので、実際の裁判員裁判から4年ほどたってしまっているのですが、今日は最近のお話も聞けるかと思って楽しみにしてきました。よろしくお願いいたします。

(司会者)

私と同じ裁判官ですが、本間裁判官、どうぞ。

(裁判官)

先ほどの三浦部総活と同じく、第2刑事部に所属しております裁判官の本間と申します。

本年の4月からこちら横浜に参りまして、裁判員裁判にかかわっております。どうぞよろしくお願いいたします。

(司会者)

それでは、具体的な意見交換に入りたいと思いますが、本日は6名の方においていただいております、6名とも別々の事件です。お一人ずつどんな事件だったかということを簡単に私のほうから紹介させていただいて、まずは概括的な感想を述べていただければと思います。

まず1番さんの事件ですが、この事件はなかなか一言で言うのが難しいのですが、要するにメキシコから大量の覚せい剤を大理石の石材の内部に隠してコンテナに収納して、そのコンテナを船で輸送するという方法によって覚せい剤を日本に輸入して、さらにその輸入した覚せい剤を犯人が営利目的で所持していたと、こういう流れの輸入と所持の事件が二組ほどありまして、したがって輸入、所持、輸入、所持ということで4つの事実からなるということです。

被告人はメキシコ人なのですが、その全部について共同正犯として起訴されたわけですが、裁判では輸入に関しては被告人の認識あるいは犯行へのかかわりなどが争われて、判決では結局2回のうちの1回の輸入については共同正犯ではなくて幫

助、つまり手助けをした役割だったということにとどまるという認定で有罪判決になったと、こういう事案だったというふうに伺っています。

審理、評議等を含めまして16日間の日程だったと伺っています。

では、概括的な感想をお聞きしたいと思いますが、いかがでしたか。

(1番)

本当に長い裁判だったなというのが感想でして、最初は何もよく分からないところから情報だけがばんばん入ってきて、何を判断すればいいのかも分からないで、16日ある中で1週間以上たったところでようやく全体像がつかめてきたような流れでしたので、非常に疲れたというのが感想です。

メキシコ人が犯人の方だったのですけれども、やはり言葉の問題というのも裁判中スペイン語で話していて、意思疎通をとるのだけでも非常に難しいなど。スペイン語で言っているのですけれども、日本語に訳されてこちらに返ってくるのですけれども、本当にそれがちゃんとした訳で返ってきているのかなという不安がありながらそれを聞いていたので、それも判断の一つとして迷うところになってしまった結果なのかなと思いました。

最終的にはもちろん結論は出てほっとはしているのですけれども、とはいえ、全てが分かった上で判決が出ているような類いのものではないので、本当はどうだったのかなというもやもやした思いで最後を迎えたのがちょっと残念だったなど。それはどうしようもないのですけれども、残念だったなというのが感想でした。

(司会者)

ありがとうございます。

1番さんの事件はとにかく異例なくらい期間も長く、情報量も多い事件だったと思いますので、大変御苦労されたことと思います。

それでは、続きまして2番さんですが、2番さんの事件は被告人が夜間、通行中の女性を駐車場に引っ張り込んで強姦をして、その際に傷害も負わせたという強姦致傷の事案と伺っています。

セックスをしたこと自体、それからその際に女性がけがをしたことについては争いはなかったようですが、強姦なのか、いわゆる和姦なのかということが争点だったというふうに伺っております。

審理、評議等を含めて6日間の日程だったということです。

では感想を伺いたいと思いますが、いかがでしたか。

(2番)

お二人が言っていることが本当に真逆のことを言っていたので、どちらが本当なのかが分からない。

(司会者)

難しい事件でしたね。

(2番)

難しかったですね。人のことでこんなに考えるということはなかったので、眠れないときもありましたので。

(司会者)

ありがとうございます。

それでは次に3番さんですが、3番さんの事件は被告人が被告人方で当時16歳の女性に対してその女性が首を絞められることを望んでいると考えて、その頸部を手で絞めて、結局、頸部圧迫による窒息により死亡させたという傷害致死の事案ということです。

事実に争いはなくて、争点は量刑ということで、審理、評議等を含めて4日間の日程であったと伺っています。

全般的な御感想ですが、いかがでしたでしょうか。

(3番)

今おっしゃられたとおり量刑がメインの争点になっていて、通常は傷害致死という一般的な殴るとか蹴るとかという、通常一般的にイメージされるような暴行の態様とはちょっと違って、結果は通常の暴行よりは重いだろうという判断ではあつ

たのですけれども、今でもちょっともやもやが残るような事件だったなと思います。

(司会者)

ありがとうございます。

それでは次に4番さんですが、4番さんの事件は被告人が深夜、被害女性宅に侵入して、その女性に対し暴行を加えて強姦をして、その際に傷害を負わせたという住居侵入、強姦致傷の事案ということです。

事実には争いがなくて、争点は量刑ということで、審理、評議等を含めて4日間の日程だったと伺っています。

では、全般的な御感想をお聞きしたいと思います。

(4番)

私の事件は、おっしゃるとおり量刑がメインだったので、事実確認とかをした後は量刑についてみんなで話し合ったのですけれども、私は皆さんと違って割とすっきりしてしまっていて、というのは、本当に見ず知らずの人たちで集まってこんなに真剣に話し合うのかなと。いろいろな意見があっていろいろなものの見方を練り合わせていくという作業が本当に今までの人生でないぐらい、多分話し合うところが量刑がメインになったためにできたことだと思うのですけれども、本当に話し合いを尽くしたという思いがあるので、割といいところに落ち着いた、いいところというのも変ですけれども、人が集まってちゃんとその人を見ながらした仕事かなという気はしています。

(司会者)

ありがとうございます。

評議の結果は割とすっきりと納得のいくというか、もやもやしたところが残らない感じで終わったということでしょうかね。

(4番)

評議中はもちろんいろいろもやもやしながらですけれども、最終的に私は納得できました。

(司会者)

ありがとうございます。

では続きまして5番さんですが、5番さんの事件は被告人が友達募集のアプリで誘い出した被害女性に自動車内で睡眠薬を飲ませて、眠ってしまった女性の財布から現金を奪って、さらに女性が眠っているのに乗じて姦淫をしようとしたけれども女性が目を覚ましてしまったために姦淫はできなかったと、こういう事案です。

事実関係については大筋としては争いがなく、基本的には量刑が問題となったということです。

審理、評議等を含めて5日間の日程でした。

では全般的な感想をお願いいたします。

(5番)

被告人がある程度罪を認めていましたので、内容はスムーズに進んだという印象がありました。執行猶予をつけるか、つけないかというところで大きな印象の違いがありますので、そこを全くの赤の他人ではありますけれども、人の人生を大きく左右する決断というところで、大変悩ましかったというのが当時の印象でした。

以上です。

(司会者)

ありがとうございます。

では次に6番さんですが、6番さんの事件は危険ドラッグを継続的に使用していた被告人が、その被告人は両親からその使用をやめるように叱責されるなどしていたわけですが、この事件の当日も、自宅で父親から危険ドラッグについて叱責されたことから父親を包丁で刺して死亡させ、さらに母親も包丁で刺して死亡させ、その後、危険ドラッグをまた使用したという殺人と薬事法違反の事案です。

争点は殺人に関しては被告人の責任能力、危険ドラッグの使用については使用したものが規制された薬物であったかというその認識があったかが問題となっておりまして、審理評議等を含めて9日間の日程ということです。

では感想をお聞かせいただきたいと思います。

(6 番)

まずこの両親殺害という殺人事件というものを私が裁判員としてかかわることは本当に夢にも思っていなかったので、すごく重たい事件を担当することになったなというので、ちょっと大変だなというのは最初に思いました。

殺人プラス危険ドラッグということで、その危険ドラッグについての説明とかそういうのも、専門家の人が来ていろいろ片仮名の言葉をいっぱい言われて、いろいろ説明をしてもらったのですけれども、正直、何が何だかよく分からないというのが私の感想なのですけれども、その中で、やはり最初はその事件をぼつんぼつんとか区切られて小出しという感じで最初は聞いていて、それが何日か続いた後でやっと事件の流れというのが分かってきたときに、こういうことだったのかということで、みんなでいろいろな意見を言うことができたかなと思っています。

やはり罪が重かったので、何年という判決が出たときに自分の人生と照らし合わせ、やはりすごく長い刑が出たので、そういう人の人生を左右するそういう裁判に自分がかかわったのだなというので、ちょっといろいろ考えさせられることはありました。

(司会者)

ありがとうございます。

6 番さんの事件も審理、評議も長かったですし、多分専門的な話が多くて、かなり理解するのが大変だったのではないかなというふうに思いますね。

(6 番)

片仮名ばかりでよく分からなかったのが、正直な感想です。

(司会者)

そういった事件をどういうふうにやっていったら一番いいのかというのも大きな課題かと思っていますので、またお話を伺いたいと思います。

それでは、一通り概括的な感想を伺いましたので、今度は手続に沿って場面ごと

の問題点について御意見を伺えたらと思います。

それぞれ御自分で担当された事件の冒頭陳述ですとか、論告・弁論ですとか、判決要旨といったものがお手元にあると思いますので、それを見ながら思い出しながらおっしゃっていただければと思うのですが、まず選任手続があって選任されて、こういうふうに裁判員裁判をやりますよというような説明があって、そしていよいよ裁判当日を迎えますと、法廷に被告人が来ていて、検察官が起訴状を読み上げて、被告人のいわゆる罪状認否ですかね、事実は間違いないとか、自分はやっていないとか、そういった話をして、その後に検察官、弁護人からそれぞれ冒頭陳述というものがあったと思います。

これは証拠調べではないのですが、これからどういう証拠が出てくるのかということを概括的にまず頭に入れておいていただくためのものなのですが、それぞれその際に使った説明用の紙がお手元にあると思います。それを御覧いただきながら伺っていきたいと思います。

お話を伺う順番はちょっとずつスタートをずらしていきたいと思いますので、先ほど1番さんから感想を伺いましたので、2番さんから伺えればと思うのですが、2番さんの事件で冒頭陳述は、検察官はA4の紙1枚のようですね。弁護人はこれは縮小してあるのかもしれませんが、1枚でできているものになっています。

多分最初は起訴状の説明しか受けていないような段階で法廷に入ったと思うのですが、まずこれをお聞きになってどんな感じだったかということを思い出していただいて伺えればと思うのですが、いかがでしょうか。

(2番)

どんな感じだったか。

(司会者)

ええ。まず中身がずっと入ってきたかということですね。

(2番)

読んで、分かりにくいところはなかったと思います。

(司会者)

弁護人のほうも御覧いただいてどうですか。弁護人のほうは検察官よりも結構詳しいようにも見えますが。

(2番)

ちょっと記憶があれなのですが。

(司会者)

余り分かりにくかったという記憶はないですか。

(2番)

ないですね。割とずっと頭の中に入ってきたけれども、それでこれからどうするのだろうというのがあったのですが。

(司会者)

なるほど。分かりました。

では3番の方にも伺いたいと思いますが、3番さんの冒頭陳述は検察官、弁護人ともにA4、1枚ですね。どんな印象でしたか。

(3番)

この起訴状を読み聞かせをして、すぐに法廷へ入ったわけですがけれども、これはニュースでもう既に事案を見て知っていて、これは殺人なのではないかというふうに使っていたので、検察官の冒頭陳述メモを見ても、これが何で傷害致死なのだろうというのが、最初はよく分からなかったというのがあって。話を聞く中で、殺す意思はなかったのだなというのが分かったのですけれども。

(司会者)

結構報道されていた事件なのですね。

(3番)

一時期という感じですね。

(司会者)

印象としては殺人なのではないかという、ちょっと漠然とそういう気持ちはあっ

たわけですか。

(3番)

そうですね。

(司会者)

それは裁判員裁判をやっている間、何か引っかかるものではありませんか。

(3番)

やはり休憩時間等にほかの方と話す中でも、本当なのかなとか、被告人の言っていることというのがちょっと信用できないのかな、曖昧なのかなというところで、そこは最後まで引っかかって終わりましたね。

(司会者)

ルールとして傷害致死で起訴されていれば殺人の認定はあり得ないわけなのですが、やはり素朴に事案を見て、そこはどうなのだろうという感じはあったわけですね。

(3番)

最初はものすごいそういう印象は強かったですね。

(司会者)

この冒頭陳述を聞いたときの印象で、何か残っていることはありますか。

(3番)

最初、状況というか、その事件の流れをつかむのが難しかったかなと思うのですが、ちょっと時間があいていたので、その首絞め行為と実際に救急隊が到着したときまで時間があったりして、その間、何をしていたのかというのがいまいちイメージがつかみづらかったのがあったので、そこは事件の全体をイメージするのが難しかったなと思いますね。

あとはその背景ですね。被害者と被告人がどういうふうに関わり合っていて、何回会ったのかとか、何でそういう行為に至ったのかという背景なども見えてこないというか、被告人に質問しても結構曖昧な答えに終始していたので、やはりみんなちょっと

ともやもやしていたのかなと、最後の最後までその辺は。

(司会者)

結構知りたいことがいっぱい出てくるのですかね。

(3番)

そうですね。年齢差もかなり開いていますので、20歳離れているので。

(司会者)

被害者の方が亡くなっていると、どうしても事件について詳しく話してくれる人が被告人くらいになってしまっていて、いろいろフラストレーションというかあるのでしょうね。

(3番)

そうですね。

(司会者)

冒頭陳述でいうと、弁護人の冒頭陳述はちょっと特徴的かと思うのですが、刑を決めるときにどういうところに注目してほしいかということに非常に絞った形になっていると思うのですが、これに基づいた説明があったときに、何か印象に残っていることはありますか。

(3番)

もう自白しているということで、決めるのは量刑の判断なのだと。その量刑を判断する上で争点というのがここにありますと。注目していただきたいことは、これを見てその量刑を判断していただきたいということをおっしゃっていたので、非常に分かりやすかったかなと思いますね。

(司会者)

ありがとうございます。

では、続きまして4番さんに伺いたいと思います。

4番さんの冒頭陳述は、これも検察官、弁護人ともにA4、1枚ですね。これについて何か印象を受けるとか、そういったようなことでもいいのですが。

(4 番)

ちょっとずれた感想かもしれないのですが、何しろこういう裁判の書類を見ると、
いうのは初めてなので、検察官が出してくる書類と弁護人が出してくる書類が随分
対照的だなと思いました。

内容的にも検察のほうは、メモリでいったら割とすごく悪いのだよというほうの
観点から見ていて、弁護人のほうは、メモリでいうとかなりいいのだよというほう
の観点から見ていて、必ずしもその間にというわけではないのだろうけれども、逆
に両方とも離れていっているために、自分としてはどこを見ていけばいいのかなと
いう形で冷静になれるというか自分の判断というのに、言ってしまうと両方が極端
な部分もあるように、自然に思うようにつくられているのかなという感じでした。

(司会者)

それぞれの主張の中身が両極端というか、離れていることは、考える上では特に
支障はないというか、それでよかったという感じですか。

(4 番)

逆に離れているために、こちらのことだけを聞いてしまうとやはり偏ってしまう
し、逆にこちらにしても偏ってしまうかなというのもあって、それが目で見て本当
に書類のつくりがオレオレ詐欺みたいなばんとした、気をつけろという感じのと、
すごく書体も丸く小さく穏やかに書かれているので、すごく分かりやすく両極端だ
なというところで、じゃ、自分はと、自分の立ち位置を問われるような書類のつく
りであるなと思いました。

実際の検察官の方と弁護人の方が話される様子も、書類ほどではないですが立場
がはっきりしているので、じゃ、自分はどうしようかなと、逆に冷静に聞くことが
できたと思います。

(司会者)

紙の書体などにもそういったところがあらわれているということですか。

(4 番)

検察のほうが悪くばばんとしていて、字もゴシックで角張っていて大きくて、図でばんばんと書いてあって。一方、弁護人のほうは丸ゴシックで、ポイントもどこかに偏るわけではなく語りかけるような感じで、非常に対照的だったのでびっくりしました。

(司会者)

ありがとうございます。

では続きまして5番さんに伺いたいと思います。

5番さんの事件の冒頭陳述は、検察官はA4で1枚、弁護人はA4で2枚ですが、これは完全に文章だけという形ですね。これについてはどういう印象でしょうか。

(5番)

印象としては、検察官の冒頭陳述のほうは時系列で書いてあるということもあって、状況が想像しやすいなという印象がありました。先ほどの方と同じような内容なのですけれども、検察官の方は動機に酌むべき点がないとか、そういう攻めた表現がところどころ見られることに対して、弁護人のほうは守る立場という表現をよくされているなという印象がありました。

例えば睡眠導入剤を、検察官は飲ませたと書いてあって、弁護人は飲んでもらったという表現をしてあって、ちょっとその辺の状況がイメージしづらいなと。無理やり飲ませたのか、飲んでもらったのか、そういった食い違いがイメージしづらいなという印象はありました。

弁護人のほうは文章だけですけれども、どうしてという理由はないのですけれども、何となく理解しやすいなという印象はありました。

(司会者)

文章だけだけれども、割と理解しやすいものだったということですか。

(5番)

そうですね。内容として。

(司会者)

ありがとうございます。

では続きまして6番さんに伺いたいと思います。

6番さんの冒頭陳述は検察官、弁護人とも、A3、1枚ということになるのだと思いますが、これについてはいかがだったでしょうか。

(6番)

検察官のほうは時期ごとにきちんと内容というか全部書いてあるので、分かりやすいというか、こういう流れで犯行に及んだというのが分かります。証拠のところも細かく載せてくれているので、裁判が初めてでも着目すべき点とかもきちんと書いていただいていたので分かりやすかったかなと思います。

弁護人のほうは無罪ですよという一点に、そこだけを集めて書いてあるので、両親を殺してしまったことが危険ドラッグによってやってしまったのだよというところだけを集めてやっているの、ここは無罪ですよという、それだけを押しているなという印象はありました。それは危険ドラッグによってやってしまったのだから、無罪ですよ。

(司会者)

なるほど。分かりました。

検察官はこういうことがあったというのを全般に立証する必要がありますので、時系列を追ってとかいろいろ詳しくなってきた。弁護人は無罪なら無罪で、なぜ無罪かというところを強調すればいいので、自ずと書く内容は違ってくるわけですね。そういったところが検察官と弁護人の冒頭陳述の違いとしてあったのかなというふうに思います。

この事件は責任能力が問題となっていましたので、心神喪失とか心神耗弱とかという言葉が冒頭陳述の中にも出てきますけれども、これは法廷でこの冒頭陳述を聞いたときに初めて耳にしたというか、言葉自体はほかのところでも聞いたことはあるかもしれませんが、手続の中ではここで初めて聞いたことになりますか。

(6番)

そうだと思います。

(司会者)

そうすると、冒頭陳述の中で、こういう場合は心神喪失ですよ、こういう場合は心神耗弱ですよという話があったかと思うのですけれども、これは聞いて、その場でずっと分かったものでしょうか。

(6 番)

ずっとは入ってきていないと思います。

(司会者)

大体いつ頃、どういうことが心神喪失、どういうことが心神耗弱というのが分かったのでしょうか。

(6 番)

結構半ばぐらいですかね。いろいろ証人で医師の、いろいろ証拠のときに先生が言う、あそこでいろいろ説明してもらってという感じですかね。なので、半ばぐらいですかね。

(司会者)

お医者さんの先生に証人で説明してもらったときに、その頃、大体分かってきたという感じですか。

(6 番)

そうですね。

(司会者)

責任能力の考え方自体、かなり難しいところがあって、法律家の中でもいろいろな意見があるくらいですから、そんなにぱっと分かることは考えにくいのかとは思いますが、どうしても、どういうものかということをつかんだ上で証拠調べを聞いていただく必要があるという面もあると思いますので、ここら辺も私たち法律家がどうふうにやったらいいかというところの、工夫すべきところかなとも思いました。

ありがとうございます。

では1番さんに戻りまして、1番さんの冒頭陳述ですが、これが事実、争点が多くて、事件自体、長い経緯が問題となっておりましたので、冒頭陳述も検察官はA3で4枚、弁護人はA3で1枚プラスA4の3枚がついているというものでした。これについてどうだったか、ちょっと伺いたいのですが。

(1番)

全く入ってこなかったです。例えば登場人物なんていうのがあって、これを今、読んでしまってもいいのですか。

(司会者)

名前までは読まなくて。

(1番)

余りにもいろいろな登場人物で、しかも海外のメキシコ人の名前だとか、外国人Aとか、余りにも多すぎて、はてなマークが。ある意味、私自身は推理小説とかよく読むのですけれども、これは本当にそれを読んだときに、推理小説の読み始めの気分でしたね。

全容を一通り検察官の方が説明はしてくれるのですけれども、争点が4つあって。ですけれども、言われても日本語が入ってこなかったです。なので、はてなマークがついて終わったような感じでした。

それに比べると弁護人の方のほうが、A3、1枚にまとめていただいて、弁護人が主張するストーリーとかあって、ストーリーなのだなと思ひまして、これもちょっと驚いたのですけれども、こうやって多分皆さんがまとめていただいているのですけれども、やはりそれでも、弁護人の方のほうが随分分かりやすかったのですけれども、なかなか飲み込むまでにとっても時間がかかりました。

とはいえ、やはり私の場合、とびきり長かったのですけれども、やっていく中で一番見返したのは検察官の冒頭陳述で、やっていって、ようやく全部分かった後で見ると、とてもすばらしいなとは感じたのですけれども、最初にいきなりこれを見せられたら、はてなマークがいっぱいでした。

(司会者)

具体的にやったときは、まず紙を配って説明したという形になるのですか。

(1 番)

そうですね。

(司会者)

画面に何か映したりというのはあったのですか。

(1 番)

画面もこれを映しただけでしたので。

(司会者)

画面にも映して、同じものが紙で全員に配られていて、口頭で説明があったということですか。

(1 番)

そうですね。

(司会者)

審理予定表を見ると、冒頭陳述が検察官、弁護人のところで30分ずつになっているのですけれども、実際30分でできたのですか。

(1 番)

確か延び延びだった記憶があります。

(司会者)

最初、聞いたときは、はてなマークばかりだったということですがけれども、これはどうしたらよかったかというのは、何か御提案とかありますか。

(1 番)

確かに、この資料は本当に後々は絶対必要なのかなと思うのですけれども、私だったら、基本的には第三の争点とあるのですけれども、ここだけをもうちょっとかみ砕いて書くだけでいいのかなというのがありますね。

例えば石材を所持していたと評価できるか否かというのは、日本語としてはもち

ろん分かるのですけれども、これを聞かされても全然入ってこないのですね。この辺をもうちょっとやはり、まずは全容を理解していない人向けにもうちょっとかみ砕いて表現していただけたらと思います。

(司会者)

ありがとうございます。

冒頭陳述について一通りお聞きしましたので、実際に冒頭陳述をされる検察官と弁護士の方から、何か御質問等がありましたらここでしていただければと思いますが、いかがでしょうか。

(検察官)

先ほど1番の方が冒頭陳述を何度も見返してというお話をされたのですけれども、ほかの方もそういうことがあったのかというのを、ちょっと確認をさせていただきますか。

(司会者)

では順番にお聞きしたいと思います。

2番の方は冒頭陳述は。

(2番)

見ましたけれども、単純と言ったらあれなのですから、込み入った事件、それぞれが主張するのはあれなのですから、何回も見て、見直さなくてはいけないというほどのことはなかったですね。ただ、分かりやすくまとめてくださったので、最初に読んだときにある程度のことが全部分かったので、何回かは見直しましたけれども、その日、その日の審理の内容をよく聞いているだけで、余り最初の見直しということは、それほどではなかったです。

(司会者)

ありがとうございます。

3番の方はいかがですか。

(3番)

やはりこの冒頭陳述メモというものが事件の概要というかストーリーというか、そういったものになっているので、かなり一文字一文字読んだ記憶がありますね。

結構何時に何をやったとか、何月何日にこういう行動をしていたとかということが詳しく書いてあったので、どうしても全体像を把握するためには読まざるを得ないし、読む必要があったし、読みたいなと、どういうふうに判断すべきなのかというのを考えると、読みたいなというふうに思うようなものでした。

(司会者)

ありがとうございます。

4番の方はいかがでしょう。

(4番)

本当に言葉の一つ一つをみんなで吟味しました。例えば首を絞めてという部分でも、絞めたのではなくて、こうしてこうだから、絞めたというよりはどうかこうにかとか、いろいろ本当に一つ一つ状況について吟味しました。繰り返し見て、ここではこう言っているけれどもというのは、本当に丁寧に見ました。

(司会者)

例えば証拠調べをしている最中とか評議の際に、この冒頭陳述の紙をもう一回見

て。

(4番)

最初から最後まで、冒頭陳述だけではないのですけれども、実際の法廷のことと、紙のことと、それから今まで出た議論のことで、全てを繰り返し、繰り返し、かなりやりました。

(司会者)

ありがとうございます。

5番さんはいかがでしょう。

(5番)

私の事件は読めば大体状況が想像しやすい事件でしたので、一度、二度読んで、

大体すっが入ってきたなという印象はありました。

(司会者)

では、どちらかというと余り冒頭陳述を繰り返し見たということではないわけですかね。

(5 番)

そうですね。

(司会者)

ありがとうございます。

6 番さんはいかがでしょう。

(6 番)

多分何度か見返したと思います。流れがあつての犯行なので、その犯行までにこういったことがあつて犯行に至ったよということなので、確か何度か見た覚えがあります。

(司会者)

ありがとうございます。

(検察官)

やはり検察官としては冒頭陳述を行って書面をお渡しして、それがどのように使われているのかというのはなかなか見えない部分があつて、今のお話を聞いて、もちろん事案にもよるのだとは思いますが、何日間かの審理で何度も見返していただく、それに堪えるような紙にしていくなさという事で冒頭陳述をつくらうと改めて感じた次第です。どうもありがとうございます。

(司会者)

菊池弁護士はいかがですか。

(弁護士)

二つぐらい伺いたいのですが、まず一つは3 番さんだったのでしょうか、報道された事件ということで、起訴状を読まれて初めて多少詳しい話を冒頭陳述で聞

くと思うのですけれども、その段階で報道の影響が何か自分の中にあったかどうかというのを聞かせいただければと思うのですが。

(3番)

裁判員の選任のときにもこの事件を知っていますかというような項目はあったので、もちろん知っているという形で丸をつけて。最初に選任の手続のときに画面にどういう罪名だったかというのが出たと思うのですけれども、やはり、あれっと、ニュースのときと思っていたのと違うなという印象で、やはり審理の初日などは自分の中でもおかしいのではないのかなと思うようなことはありました。

ただ、その内容を、裁判が進むにつれて、殺意の証明ができない以上はしょうがないのかなというふうに思ったので、やはりニュースの影響というものは大きいのかなと。その後、別に何罪で起訴されましたとかという話は報道されないので、影響はあったのかなと思いますね。

(弁護士)

裁判をやっている頃というのは、もう報道とかも終わっている頃なのですよ。

(3番)

そうですね。もう終わって、本当に最初のときだけ。報道されていたのは、事件が起きて二、三日ぐらいだったので。

(弁護士)

ありがとうございました。

あともう一つ伺いたいのが、1番さんだったと思うのですが、被告人が認めていない事件の場合、弁護人はこういう話だと思いますということで、ストーリーという言葉はどうしても使いがちで、ストーリーという言葉はよくないということも言われたりもするのですけれども、その点について、ストーリーという言葉について、それでもいいのではないかとか、または、違う言葉のほうがいいとしたらどんな言葉がいいのかとか、ありますでしょうか。

(1番)

ストーリーとなると何となくそれが確固たるものではないのかなというイメージがどうしてもついてしまうので、余り私は使わないほうがいいのかなというのがあります。ですので、ここで言うところの弁護人が主張するストーリーでなければ、弁護人の主張、ただそれだけでいいような、ストーリーなどという言葉を使わなければいいのかなとは思います。

ストーリーだと何かつくられたものなのかなとか思えてきてしまうので。

(弁護士)

物語みたいに聞こえてしまうということですね。

(1 番)

そうですね。

(弁護士)

ありがとうございました。

(司会者)

本間裁判官、何かありますか。

(裁判官)

特にございません。

(司会者)

それでは、次に証拠調べの話に入りたいと思います。

冒頭陳述でこれからこういう証拠調べがありますよということが概括的に知らされた後に、今度は具体的な証拠を調べていくと。証拠についてはいわゆる書証というものは朗読して、証人というものは証人に実際に来てもらって証言台で話してもらおうと、こういう感じになるわけですが、それぞれいろいろな証拠調べが行われたと思いますが、今度は3番さんからお聞きしたいと思います。

3番さんの事件では解剖医の証人というのがあったのですね。ほかにもいろいろあったと思いますが、証拠調べは内容がよく分かるものだったかどうか、証拠調べについてやり方として何かこうしたほうがいいのか、ここはよくないとか、そういう

うことがあったら教えていただきたいのですが、いかがでしょうか。

(3番)

時系列を追った被告人への質問というところで、何をメモるべきかというか、何を重要視したものなのかというのが、いまいち分からず、何月何日の何時にこれをしましたね、何月何日の何時にこういうことをしましたね、ああいうことをしましたねということをばんばん言っていて、ちょっと何が大事なのか、それがどのようにその事件に影響があったのかとか、量刑に影響があるのかというのがいまいち分からずに、ただひたすらメモばかりして、何月何日の何時にこういうことを、ということだったので、途中で裁判長がどういうことですかとか、もうちょっとゆっくりとかというふうに遮ったところがあったのですけれども、それがちょっと大変だったというか、これが証拠なのか、何が重要なのかというのが判断しづらいところがありました。

解剖医の方の証言は非常に分かりやすい説明で、スライドなども使って、解剖医の方の証拠調べに関しては分かりやすかったかなと思います。

(司会者)

最初の頃のお話は、被告人質問ですかね。

(3番)

そうですね。弁護人の被告人質問だったかなと思います。

(司会者)

弁護人からの質問で、趣旨が分かりにくい部分があったということですか。

(3番)

物証はストラップだけを見せられて、そのストラップも何の関連性があるのだろうと。説明も余りなく。多分被告人と被害者の関係性が強かったということを言いたいのだろうとは思ったのですけれども、そういう説明もなく、ただ時系列の質問のやりとりばかりだったので、ちょっと分かりづらかったなど。

(司会者)

聞いているときには何のための質問か分かりにくかったけれども、最終的には、例えば犯罪の認定とか、刑を決めるに際してやはり関係なかったなというところもありましたか。

(3番)

そうですね。関係ないなど、取捨選択すべきところは多々あったかなと思います。

(司会者)

分かりました。ありがとうございます。

それでは、4番さんにお聞きしますが、4番さんの証拠調べに関しては、お母さんの証人尋問があったのですかね。

(4番)

はい、ありました。

(司会者)

それから意見陳述なども、証拠調べの中ではちょっと種類が違いますけれども、そういったものがあったかと思いますが、証拠調べについて何か御感想等ありましたら伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

(4番)

証拠は実際にどんな感じかというのを知るのにとっても有意義だったと思います。

やはり先ほどの冒頭陳述とかもそうなのですけれども、その後、審理を進めていく上で本当に細かいところまで、この証拠調べではこう言っていたからこれはちょっと違うのではないかとか、本当に細かく、細かく。事件がとてもシンプルなので、その分丁寧にできたのだとは思うのですけれども、ちょっとお母さんの様子とかも拝見したり、紙だけでは分からないことがいろいろありましたし、写真などもマンションの、間取りではないのですけれども、様子など、外観とか出たと思うのですけれども、その外観から、これはオートロックがついていても不思議ではないのになぜ機能しなかったのだろうかとか、いろいろな疑問があって、そういう議論を本当に細かく、いろいろな写真から、いろいろな人が見ているので、見ているポイント

がそれぞれ違って、被害者のこんなことがありましたという書面が回ってきて、またそれを引き上げてしまうのですけれども、自分が見落としているような観点から見ている方がそれぞれいるので、本当に写真だとか、書類だとか、お母さんが言っている言葉の意味とかでもみんながそれぞれ細かくいろいろなことを、気がついたことを言い合って、話し合っていけるという、すごい力のある部分だったと思います。

(司会者)

いろいろ写真を見ると現場の状況とかが分かって、裁判員の方は数がたくさんいらっしゃるから、気がつくところがまた違うのですかね。

(3番)

それで、なるほどと思ったり、それはちょっとと思ったりしながら、本当に率直に疑問をぶつけると、ううんとその人が考えてしまっても、ほかの人がまた、いやいやとか、たくさんの目があって、たくさんの視点でものを見るということは本当に大事なことで、意外と偏らないなと思いました。

なぜこういう裁判員裁判というのがあるのか、ちょっと真髓に触れたかなと思えるようなことでした。

(司会者)

そうですね。今のお話は本当に裁判員制度が狙っている一つの重要なところかと思いますが、多くの方がそれぞれ経歴も現在の職業、立場も違う中で証拠を見ると、違ったところを気がつくし、それを寄せ集めて十分に議論すると、やはりいい結論が出るだろうと。そういったところが4番さんの事件にもあらわれていたように思われました。ありがとうございます。

では5番さんに証拠調べのことについて伺いたいと思います。

5番さんの事件でも薬物の先生ですかね。専門家の方が証言をされたとか、いろいろ証拠調べはあったと思いますが、いかがだったのでしょうか。

(5番)

このときは、大学の専門家の方が来られまして、睡眠導入剤や睡眠薬の違いというところから御説明いただいて、今回使われた薬物の効能、効果のあらわれ方というところも御説明いただいて、それは事件の時系列の状況と一致する部分もあったので、大変参考になったという印象がありました。

証拠調べのところで、今回、強姦未遂で女性のストッキングを破いたりという状況の証拠が回されたときに、被告人は強姦しようという意思があったというのを認めている中で、ストッキングとか証拠物を確認する必要があるのかなというのは、証拠物を確認しながらふと思っていたところがありました。

(司会者)

今の点は、もう認めている部分なのだから、そこまで見なくても結論ははっきりしているのではないかと、こういう感じですかね。

(5 番)

そうですね。そこを認めていると言っていいのかわからないのですけれども。

(司会者)

必要性があるかどうか、ちょっと気になったというところですか。

(5 番)

そうですね。はい。

(司会者)

薬物の先生の説明は分かりやすかったということですか。

(5 番)

そうですね。事件の状況と一致するところもありましたので、はい。

(司会者)

ありがとうございます。

それでは6 番の方に伺いたいと思います。

6 番さんの証拠調べは専門家の先生が多かったのですね。DNA鑑定の方と危険

ドラッグの鑑定の方が二人と、精神鑑定の方がお一人ということで、専門家の先生で4人ですか。これも証拠調べとしては非常に特徴のあるケースだったと思いますが、いかがでしたか。

(6番)

正直ちょっと難し過ぎて、よく分からなかったのですが、私たち一般人が分からないだろうという前提でちゃんと細かく説明してくれていたのかなと思います。

(司会者)

先生方もそれなりに初めて聞く方を念頭に置いて説明してくれたということですかね。

(6番)

そうですね。はい。

(司会者)

先ほどもお話がありましたけれども、聞いているうちに問題のポイントというのもだんだん頭の中で理解できていったということですか。

(6番)

はい。薬、危険ドラッグを使って、その薬は何時間後に効くのだとかいうのをちゃんと図で示してくれていたのが、今回、薬によって犯罪が起きたのか、起きなかったのかということも流れとしては分かりやすかったと思います。

(司会者)

ありがとうございます。

では1番さんに戻りたいと思いますが、1番さんの証拠調べは、これも証人の人数は非常に多い、証拠もいろいろあったと思いますが、いかがでしたか。

(1番)

いろいろなことがあり過ぎて、余りそこまで細かいことが思い出せないですが、一番最初に記憶に残っているのが、最初のほうに倉庫に石材を置いているの

ですけれども、その倉庫の見取図の説明とか、端から石材が何メートル何十センチとか、確かそんなところに置かれていたとか、正直、余り関係のない、どこが関係あるかというのはなかなか分かりづらいものだったのですけれども、随分長く説明していたのかなというのは、確か初日にあって、これがずっと続くのはすごくつらいなと思った記憶があります。

できれば、もうちょっと明らかに関係のないところは省いていただいたほうがよかったのかなというのが、最初のときの記憶に残っています。

(司会者)

最終的にも関係ない部分だったですか。

(1 番)

関係ない部分でしたね。そんな倉庫の中のどこに石材が置かれていたかというのは。関係あるところは確かにあるのですよ。その石材の中に覚せい剤がどこの位置に埋め込まれていたかというのはあるのですけれども、倉庫の端から端とか、倉庫の見取図だとかは関係ないのかなと、そのあたりをできれば外していただければなと思いました。

(司会者)

多分証拠調べのあり方としては結構難しいところで、関係ないところと関係あるところを切り分ける難しさと、関係あるところはいずれ調べなければいけないわけで、最初に余り情報を出すとどういう関係か理解できないからといって、そこだけ後で出すというのも、これもまたやりにくいという部分はあろうかと思うのです。

どうやったらいいかというのはなかなか難しいところでしょうけれども、印象としてはやはり初日に関係がないのではないかと思う情報が結構大量に出てきたので、そこでこれは大変だなという感想だったわけですね。

(1 番)

そうですね。はい。

(司会者)

あとは、多分証人尋問は全て通訳が入ったかと思うのですが、これはいかがでしたか。

(1 番)

やはりどうしてもメキシコの方ですので、そこに証人尋問、証人の訳をメキシコの方にずっとしているのも、もちろん被告人に全てを伝えないといけないというのは我々にとっても分かっている話なのですけれども、やはりそこで本当に時間がかかる作業でしたので、しょうがないのかなというのもあるのですけれども、ちょっとつらかったなというのがあります。

(司会者)

なるほど。分かりました。ありがとうございます。

それでは2番さんに伺いたいと思いますが、2番さんの事件では、争いがあったので、被害者の方にも証言してもらっているということですね。そのほかいろいろ証拠調べがあったようだけれども、証拠調べについてどんな感想でしょうか。

(2 番)

事件現場で真夜中の原っぱのようなところの写真を見せられたのですけれども、全然分からないみたいな、真っ暗だねという感じで、こんなところを女の子が一人で歩いていたのかというのは分かるのですけれども、その状況が砂利でその後、草むらになっていてという説明があったのですけれども、その時間のその暗さを見せるというのが大切だったと思うのですが。

(司会者)

被害者の証人尋問については、何か御感想はありますか。

(2 番)

被害者の方は本当に若いお嬢さんだったので、周りを囲って、周りからは見えなように、私などはちょっと見えていましたけれども、女の方がついて。

(司会者)

側にいたのですね。

(2番)

はい。くつついて、いろいろお水を飲ませたりとかして、落ち着くようにくつついていた感じはするのですけれども、ちょっとつらそうでしたけれども、それは必要なことなのではないのかなと思いますね。

けれども、例えば自分がとか、自分の娘がとなったら、裁判にはしたくないと思いましたね。一から十まで本当の事細かに、ここで言うのもちょっとためらうようなことを全部一つ一つ聞かれて答えて、それが何分ぐらいでしたかと、そういうことも全部聞かれていたので、つらいだろうし、自分だったら、娘だったら絶対裁判にはしないと。ちょっと変な話ですけれども、思いました。

(司会者)

分かりました。ありがとうございます。

それでは証拠調べについても一通りお聞きしましたので、これも検察官、弁護士から何か御質問等あれば伺いたいと思いますが。

(検察官)

今は基本的に証人尋問の話が中心だったのですけれども、書面の取り調べについて何か感想をお持ちであれば伺いたいというのが一点と。

あともう一点は、証拠調べの中でこういう証拠があつたらよかったなというふうになにか感じるような場面があつたのか、それぞれの事件の争点とちょっと絡むような話かもしれませんけれども、何かそのような印象を持たれる場面があつたとしたらちょっと聞かせていただきたいという、その2点です。

(司会者)

書面の証拠調べについて、どなたか感想のある方はいらっしゃいますか。多分書面の内容を検察官が朗読して、あるいは弁護人が朗読して、関連するものを画面に映したりということもあるかと思うのですが。

あるいは供述調書ですかね。証人に来てもらっていない方の話したことが供述調書という形にまとめられていて、それを朗読するという場面はあつた方は恐らくい

と思うのですけれども、何か思い出すことはありますか。

(4番)

私は被害者の方の述べたものを、読むのがはばかれるので配っていただいて、それを一読した後、また回収するという形だったのですけれども。

(司会者)

なるほど。4番さんの事件では性犯罪なので、被害者の方の供述調書があって、その一部は読み上げないで裁判員の方、読んでくださいという形でされたのですね。

(4番)

それをお読みくださいという形で、またそれを回収してという形だったので、欲しかったというわけではないのですけれども、あれ、持っていつてしまうのだなとは思ったのです。だけれども、今、考えると、本来は口で言うものだから、とっておかないで回収されたのかなと、後から思いましたけれども、紙で来ると、これも書類とってしまうから、何かちょっとびっくりしました。ちゃんと読めていなかったらどうしようとか、不安になってしまった。

(司会者)

供述調書の原本というのですけれども、その本物は裁判所に提出されているので、後で確認はできるのですけれども、法廷の場では皆さん一人一人が読んでいただく分のコピーをお渡しして、それを回収したということですね。

(4番)

はい。

(司会者)

こういう手続についてはどうですか。分かりやすかったかどうかということですが。

(4番)

そのときだけ自分一人で読まなければいけないので、返すときに、読み落としがあったら大変だなと、ちゃんと読めていたかなと思ったのですけれども、後で評議

に入ったら、自分がちょっと甘かったところもどなたかがという形で補い合えるので、そんなに回収されてしまうということに対して緊張したりしなくてよかったなと後から思いました。大丈夫でした。

(司会者)

そのほか書面の取り調べについて何か。どうぞ。

(3番)

検察官側で出会い系アプリのやりとりに関して書面という形で出されたのですが、その中で当事者の間での呼び名とか、当事者の中で使っている言葉というのがあって、それに関して何も説明がなくて、この言葉は何を意味しているのか、誰のことを指しているのかというのが分からず、多分検察の方も弁護人の方も分かっているのかなとは思っているのですが、それが結構裁判員全員、何のことかよく分からないということで、ちょっとそこら辺は説明していただきたいかったなと。

(司会者)

最終的にはどの段階で分かったのですか。

(3番)

裁判官、裁判長は多分公判前整理手続でいろいろ聞いているのかなと思うのですが、そこで裁判官の方から、だからこういうことだよとかいうのが見えてきたという形になったので、ちょっとどうなのかなと。

(司会者)

裁判官から説明を聞いてその意味を理解したというような感じになるのですか。

(3番)

はい、そうですね。

(司会者)

本来的には法廷で聞いていることで理解できないといけないわけですから、それは確かにちょっと難しい証拠調べだったかもしれませんね。その符丁みたいなものが出てくるものを、朗読するのが原則ですので、そのまま読み上げなければいけな

いわけですけれども、それだけだと何のことやら分からないと。

(3番)

その場で、それはどういう意味ですかということも質問はしづらいというか、できない感じでしたので。

あと物的証拠というか首輪を検察官側は渡されたのですけれども、それも何を証明したいのかということの説明がなくて、これは首輪ですと。これは何が言いたいのだろうということも結局、解剖医の先生の中で、これはこういう意味を持っていたのだというのが分かったので。

(司会者)

では解剖医の先生の話のところで出てくれば分かったけれども、先立って出てきたときに何のことだか分からない、そういう状況だったのですね。

(3番)

そうですね。最初にこれはこういう意味ですよとか、これはこういうことを証明するために使いたいのですよということを、ちょっと一言あるとよかったのかなと思いますね。

(司会者)

今のメール関係みたいなときに、当事者間でしか分からない言葉が出てくるものをどうやって調べるかということも結構大事な問題かと思いますし、似たようなことが、今回、解剖の関係の証拠調べをやった方は多かったと思うのですけれども、例えば解剖した結果を書いた書面などが出てくると、専門用語が割とたくさん並んでいて、一つ一つについて説明してもらわないと分からないということもあるのですね。そういったものをどうやって証拠調べするかということも、これまでよく法律家の間では話し合いがなされてきているのですけれども、そういうのとちょっと関係したような問題かなというふうに思いました。

それから、検察官からあった二つ目の質問ですが、こういう証拠があったらよかったのというようなことはありますか。これも時々裁判員の方からは聞くこと

もあるのですけれども、皆さんは御経験がありますか。

(1 番)

私の場合はありきたりなのですけれども、決定的なものが何もなかったのもう決定的なそれこそ証拠になるか分からないですけれども、録音情報だとか、そういうのが本当に欲しかったです。全て間接的な証拠ばかりで、そこから推認をしてくださいという話で、持って行って、本当に推認に推認を重ねて、我々裁判員のほうも議論をして一つの結論に行かないといけなかったのも、やはり決定的な何か欲しかったです。ありきたりなのですけれども。

(司会者)

被告人のかかわり具合が問題となっているときに、それを直接話し合ったところの情報とか、そういったものがなかったということですね。

(1 番)

何もなかった状態ですので、だからこそ今でも先ほど言ったもやもやがちょっと残ってしまうのですね。なので、なるべくならそういうのが欲しかったです。

(司会者)

中村検察官は今のお答えに対してさらに何かありますか。

(検察官)

いいえ。大変参考になりました。特に3番の方がおっしゃってくださった点は、気をつけないとどうしても法曹三者の中では公判前整理手続の中で当然の前提になってしまっているようなものが、場合によっては裁判員の方には初めて聞く言葉だったりということで、こちらの証明しようとしたものが十分伝わらないという事態も考えられるところだと思いますので、今後は気をつけないといけないなというふうに感じています。ありがとうございました。

(司会者)

どうぞ。

(4 番)

証拠はあったのですけれども、ちょっとはっきりしないというか、被告人が示談をしたので、払込みの証書みたいのが写真で出たのですけれども、字が潰れていて読めなかったのと。甲、乙という漢字だったと思うのですけれども、多分実名は出さなかったかもしれないのですけれども、ぱっと出て、あれ、何だろうと思っているうちにぱっと引っ込んだので、事が示談なので、なるべくきちんとしたほうが心証がよくなるのではないかと。あれ、あれという感じで、本当にそうなのみたいに、そこまでは行かないのですけれども、なるべくはっきりしたきちんとした写真をちょっと気持ちゆっくり見られるとよかったなと思いました。

(司会者)

すぐ消えてしまったみたいな感じですかね。

(4 番)

まず字が潰れているので、何かなというときに、だから、はっきりしていれば十分な時間だったかもしれません。

(司会者)

なるほど。

示談関係は、示談した項目も結構たくさんあることもあるし、名前も甲、乙で書いてあることもあるし、ぱっと見ただけだと内容を全部頭に入れるのは難しいかもしれないですね。

(4 番)

そうですね。でも映像がはっきりしていなかったという意味です。

(司会者)

なるほど。

証拠調べに関して、菊池弁護士はいかがでしょうか。

(弁護士)

専門家の証人が出てきているケースが、幾つかお話がありましたけれども、専門的過ぎて分からないことが多分あったと思うのですが、それを解消するためにどの

ようなことをしたのか、例えば法廷で直接その証人の方に質問することができたのかとか、あとは1回休憩を挟んでいけば、裁判官にこういうことを聞いてほしいと伝えたとか、何かそのあたりがあったとすれば教えていただきたいのですが。

(司会者)

今の点はいかがでしょう。専門家証人が出てきた事件は結構あったと思いますが、何か直接質問して解消したりということをされましたか。

(6番)

私は直接は質問していないのですけれども、一旦休憩があったときに戻ってみんなで、こういうのが分からないよねということで、その後、法廷のほうでおのあの質問する時間は与えてもらって、質問をさせてもらっていました。

(司会者)

多分裁判官が引き取って質問するパターンもあるし、裁判員がそのまま直接質問するパターンもあると思いますけれども。

(6番)

両方やっていました。裁判官からも質問していましたし、あと何人か裁判員何番ですと言って質問していました。

(司会者)

ほかの方はいかがですか。大体同じような感じですかね。よろしいですか。

本間裁判官は何かありますか。

(裁判官)

特にございません。

(司会者)

では続きまして、論告・弁論の話に入っていきたいと思います。

証拠調べが一通り終わりますと、その証拠調べを踏まえて、検察官と弁護人がそれぞれ意見をまとめて、これはこういう事実が認定できて刑はこうしたほうが良いと、こういった内容の意見を述べる、これが論告・弁論になりますが、これについて

てどうだったかということを知りたいと思います。

まず、これも書面がそれぞれお手元にあると思いますので、それを見ながら感想をお聞かせいただければと思いますが、4番さん、いかがでしょうか。

(4番)

ここで初めて具体的な求刑の数字が検察と弁護人から出てきて、その求刑の数字は置いておいて、項目を最初から一つずつもう一度検察と弁護側がそれぞれについて本当に丁寧に見ていくと、また量刑検索システムというものの存在もここで弁護人の方から初めて示されていて、ここからちょっと気が重いと言え重くなるなど思ったのを覚えています。

具体的な数字を、人を裁くなんてとてもできないと思いましたけれども、振り返ってみると、人は裁いていないのだと思う。この件に関しての罪を裁いただけなので、そこに気がついてからはあれなのですけれども、最初はとても人を裁くという頭があったので、初めて見たときの数字が重く感じました。

(司会者)

この量刑検索システムは恐らく全員の方が評議の際に参照されたことと思いますけれども、論告や弁論でこの量刑検索システムに基づくグラフを引用するかどうかというのはケース・バイ・ケースで、本日おいでいただいている方の中でも、必ずしも引用されているものが多数ではないのですけれども、4番さんの事件ではグラフがついていますね。

(4番)

はい。

(司会者)

弁論のときにこれを出されたことについては、どういう印象でしょうか。

(4番)

まずこういう、参考資料という大変ですけども、こういう形があるのだなということと、一応これこれの罪だとこれこれの間で決まりますとか、あるということ

自体を、そういう存在自体を余り詳しく知らなかったので、逆にすごくほっとしました。自分たちが本当に勝手に決めてしまうわけではなくて、ある程度ガイドラインがあって、その集まったメンバーごとにばらつきが生じてしまわないようなシステムがこうしてちゃんとあるのだなと。その中で自分たちはどう考えていくかという範囲があったので。それがもしなかったら、とても荷が重くて、どうしたらいいか途方に暮れたかなと思います。

(司会者)

そういう意味では、評議をするときの意見もこういうグラフがあると安心して述べられたということになりますか。

(4 番)

そうですね。一旦グラフは置いておくにしても、余り極端に走らないで済む、ガードレールではないですけども、そういうのはあったかなと思います。

(司会者)

ありがとうございます。

では次に5番さんに伺いたいと思います。

論告・弁論について感想等あれば伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

(5 番)

冒頭陳述の内容と同じような内容で、ここからどう結びつけていくか、実態を探っていくかというところがなかなかイメージしづらかったなというところで、ここから本当に先ほどのお話のとおり、どういう着地に、求刑に対してというところで全くイメージが湧かなかったなというのがその当時の印象でした。

状況は大筋見えてきたところではありましたが、そこからどこまで精度を出せるのかなというのが、当時迷っていた、悩んでいたところです。

(司会者)

5番さんの論告はまた特徴があって、一つ一つの問題となりそうな点についてどういう事実が認定できるかということを、多分争いのないところも含めてかなり詳

しく書いているのですね。これはどうですか。より安心するというのか、ここまで書かなくていいのにといい感じか。

(5番)

詳しく書いてあったほうがやはりいいかなと思いますね。ほかの裁判員の方と認識を統一するという意味では。

(司会者)

それから、弁護人の弁論は冒頭陳述と同じく文章だけなのですが、特に分かりにくいか、そういうことはなかったですか。

(5番)

そうですね。むしろ箇条書きですので、分かりやすいかなと。ごちゃごちゃ感がないといえますか。

(司会者)

ありがとうございます。

では6番の方に伺います。論告・弁論ですが、ともにA3で2枚という分量ですね。論告のほうにグラフが使われていると、そういう内容ですが、これについてはいかがでしょうか。

(6番)

こういうグラフがあること自体を知らなかったもので、これが出る前もいろいろな事件の例がわっと載っていたのを一つ一つ見て、このときはこういう刑が出ているよというのをみんなで見ながらやったので、すごく参考にはなりました。

(司会者)

結構論告・弁論ともに情報量も多いし、内容もなかなか難しいものがあったかと思うのですけれども、もう証拠調べを聞いているから、大体そのまま頭に入ってくる感じでしたか。

(6番)

そうです。ここの時点では、流れは大体頭には入ってきていましたね。

(司会者)

ありがとうございます。

では1番さんですが、1番さんの論告・弁論は、これも長くて、論告は目次までついているということで、目次がA4で1枚、チャットの引用があつて、本文がA3で10枚ですか、そのぐらいあるのですね。弁論はA3で2枚半ということだと思いますが、これはすごいボリュームですけれども、いかがでしたか。

(1番)

内容としては助かりました。やはりそれまで9日目に入っていて、今まで証拠調べで、情報だけがどんどん入ってくる状態だったので、これによって復習というかまとめができたので、これがあつてとても助かりました。

ただし、これを見る限り、もともと当初論告が40分の予定が倍以上かかっていたり、弁護人のほうも60分の予定が確かこれは2時間以上なので、時間はもっと短ければなということです。途中でトイレ休憩も入れていただいたぐらいの記憶があります。

特に内容としてはとても今まで何となく情報だけのものがつながったような段階でしたので、とても助かったという記憶があります。

(司会者)

情報量が多いですけれども、やはり事件の内容からすると、こういうふうにまとめてもらったほうが分かりやすかったということですね。

(1番)

そうですね。

(司会者)

ありがとうございます。

では2番さんの論告・弁論について伺いたいと思いますが、2番さんのものは論告はA4、1枚、弁論は3ページものになりますかね。いかがでしたでしょうか。

(2番)

審理の最中、みんなで話し合いをしているときも、ずっと話し合いをしていて、量刑を出さなければいけないとなったときに、あのグラフがあって確かに助かりました。でないと、どのぐらいで出しているのかも分からないし、大きな責任を感じてしまうので、本当に目安になったし。

(司会者)

グラフは、この論告と弁論には載っていないわけですがけれども、評議のときに示されたのですか。

(2番)

評議のときですね。

(司会者)

評議では事実認定についてまず話し合ったと思うのですけれども、それが終わった後ぐらいに出されたのでしょうか。

(2番)

そうですね。はい。

(司会者)

それは刑を決める上で非常に役に立ったということですか。

(2番)

そうですね。全く分からないことだったので。

(司会者)

ありがとうございます。

では3番の方に伺いたいと思いますが、3番の方の論告・弁論はいかがでしたでしょうか。ともにA4、1枚ですかね。

(3番)

1番の方とは違って20分程度だったので、あっさりとしていて、弁護人の方が出された弁論メモのほうは非常にあっさりとしたものだったので、ただ求刑が非常に少ないなというところがすごく強く印象に残っていて、やはり検察官側から求刑

何年と聞いたときの絶望感というか、人を死に至らしめてこんなものなのかという。量刑検索システムで、この罪に対する刑罰というのはこんなものが相場なのだとということを知ることができて、最終的に結論を出したというものでしたね。

（司会者）

論告・弁論としては、弁論が比較的特徴的な形かと思うのですがけれども、重い事件はこういう事件が多い、重くない事件はこういう事件が多いとか、そういう着眼点みたいのを掲げて弁護人としてはこういう刑が出たということで書いてありますけれども、これについて印象というか感想はいかがでしょうか。

（3番）

もともと量刑判断が一番重要なポイントなのだと、それを決めるときのポイントというのはこれとこれとこれなのですよというふうに挙げられていたので、ここも弁論メモにあるように、回数とか時間とか態様とかというところは考える上では議論はスムーズに進んだかなと。あっさりしたメモではあるのですがけれども、量刑の結論を出すという上では非常に考えやすいものだったかなと。

（司会者）

いわば評議で使いやすい弁論だったということですか。

（3番）

はい。

（司会者）

論告・弁論について一通りお聞きしましたので、これにつきましても検察官、弁護士から何か御質問があれば伺いたいと思いますが。事実上、評議の話にも入ってきていますけれども。

（検察官）

量刑のグラフを使うときに、特に多いかと思うのですがけれども、この事案は重い事件ですとか、あるいは軽い事件ですとか、中程度とかという表現を使うことが最近出てきているのですが、そういうのをお聞きになったときに、裁判員の皆さんは

どういうふうを受けとめられるのかなというのが、それが量刑とうまくリンクしていくのかどうかというところが非常にこちらとしても気になっているところなのですけれども、そういった表現をまず使うことというのが皆さんにとってどういう受けとめ方をされているのかという点をお聞かせいただければと思います。

(司会者)

重い、軽い、中くらいとか、そういう捉え方で議論することについて、何か感じるところというか、どうでしょうね。どなたでも結構ですが。

非常に悲惨な事件とかだったら、これは中の下ぐらいですかねということ言うこと自体が何となく不謹慎な感じがなくもないとは思うのですけれども、そんなふうに引っかかる場所とはありますかね。

どうぞ。

(4番)

最初は何もなくて、重いとか軽いとか言うと、ちょっとえっと違和感を感じたのですけれども、例えばこの量刑システムで同じ事件の枠の中でかなりばらついていて、すごく重い、十何年を過ぎていたりとか、そうかと思えば3年以下だったりとか。どうしてそんなに違うのかというのは、参考でしかないのですけれども、やはり理由を聞けば、本当に取り返しのつかないことがこんなにこの1件の中に固まって起きているという事件と、まだまだやり直す余地があるし、けがの程度にしても、本当に死んでしまうものから、2週間程度の打撲症というものまでであると、やはりそれを見て、この範囲でという、重い、軽いという判断はあると思います。

ただ、何もない状態で、軽い事件だよなとか言ったら、被害者にしたらそんな気持ちにはなれないでしょうと、とても抵抗のある使われ方だと思いますが、事件の中で、その同じ事件の中でどうですかと見ていったときには、やはり上限、下限が多分法律で決まっている中で、この事件はどの辺に位置すると思いますかという意味では、重い、軽いというのははっきりあるなとは思いました。

(司会者)

検討している過程でいろいろな事件があるのだということを何となく想像がついてくると、そういう中での位置づけというのも、それほど違和感なく議論できるようになるのですかね。

(4番)

それと、やはり重い、軽いで言ったら、私の事件は軽いほうだったのですが、暴力の程度にしても、ちょっと加減してやっているので大ごとに至ってはいないのではないとか、本当に情け容赦ない暴力も長生きしているといういろいろ見聞きしますが、そういうのではないなというふうな感じで、重い、軽いというのは、事件の中では違和感はなかったです。

(司会者)

ありがとうございます。

ほかの方はいかがでしょうか。どうぞ。

(3番)

客観的に判断を下さなければならないという点では、平均的なのか、それとも重いのか軽いのかという表現で、示していただいたほうが分かりやすいというか、イメージしやすいのかなと思うので、その法廷の中でそういうのを使うのはよくないかなとも思うのですけれども、裁判員に向けてとかであれば、それはありなのかなと思います。

(司会者)

ありがとうございます。

ほかに御質問は、菊池弁護士、いかがですか。

(弁護士)

裁判員裁判が始まる前は、我々弁護人はなるべく刑を軽くするためにいろいろな事情を言っていたのですね。七つとか八つとか。

裁判員裁判が始まってから、それはよくないというような話になって、重要なものを三つぐらい絞って言ったほうがいいのだという話に大方なっているようなので

すけれども、実際に弁論をするとなると、この事情も言っておいたら本当は拾ってくれるのではないかという誘惑に駆られることも結構多いですね。

それを言わなかったがために重くなっても申しわけないという気持ちもあったりするのですけれども、実際、やはり絞ったほうがいいのか、それとも、言える事情があるのだったら全部言ってよという感じなのか、どちらなのか、ちょっと聞いてみたいと思います。

(司会者)

そこら辺はいかがでしょうか。

(3番)

私の個人の意見では使える事情は全て言っていたほうがいいのかないかなというふうには思います。

ただ、その情報は整理をしていただいて、それがどんなふうに量刑に影響するのか、それが心情にただ影響するだけだとか、そういった説明を最後に加えていただけるのであれば、全て挙げていただいたほうが一般市民である裁判員としては客観的な判断を下しやすいのかなとは思いますが。

(司会者)

ただ、ずらずらとあるのではちょっと不十分だけれども、なぜそれが刑に影響するのかということを含めて整理して主張してもらおうと助かるということですかね。

(3番)

そうですね。

(弁護士)

逆に絞ったほうがいいのかという方はいらっしゃいますか。

(1番)

私の場合は多分全て言っていた方だったと思います。なので、2時間、本当に弁護人の方がしゃべりっぱなしだったので、やはり一応資料もあるのですけれども、それこそどこに注力して見ればいいのかすら、もう分からなくなってしまう

て、どちらにしろ、その後の評議でやはりそれは一つずつやり直して全部判断するので、ここではやはり私は絞っていただいたほうがよかったのかなというのがあります。

(司会者)

ありがとうございます。なかなか難しいところですね。

本間裁判官、よろしいですか。

(裁判官)

はい。

(司会者)

では、あと残りの時間を使って、評議の話は随分出ていたところですが、その評議で十分に議論ができたか、あるいは評議のやり方をどういうふうに行った方がいいか、日程の組み方とも関係すると思うのですが、審理や評議の日程を、例えば続けてやった方がいいのか、間に休みがあった方がいいのか、そういったあたりを含めて、ちょっと残り時間が少なくなってきましたので、何でもそういったことについて思いつく点があったら教えていただきたいのですが、今度は5番さんからお願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

(5番)

私は評議が2日と半日あったのですが、初め2日半も何を話すのだろうと思っていたのですが、いざ話し始めると、きりが無いというか、どれだけ時間があっても足りないような気持ちにもなってきたのですが、評議の感想としては裁判員、補充裁判員を含めて8名の方が皆さん均等に話をできて、かなりいい話し合いができたかなと思います。

先ほどの話で、日をあけた方がいいかということについては、やはり記憶が薄れていくこともあるので、日をつけて詰めてやった方がいいのかなというふうな印象はありました。

思いつくところはそのぐらいです。

(司会者)

ありがとうございます。

では6番の方、いかがでしょうか。

(6番)

私のところは評議は多分4日ぐらいとっているかと思います。

ホワイトボードに裁判官のほうで全て時間を追ってぐあっと全部書いていただいて、それに沿ってみんなで評議をしていったので、その評議の仕方としてはすごく分かりやすかったかなと思います。

やはり日にちがあいてしまうと、いろいろ忘れてしまうので、終わってすぐに評議というふうに日数を縮めてやるほうがいいのかなと思います。

(司会者)

6番さんの事件は若干あいている日もあったのですかね。

(6番)

前半ですか。

(司会者)

ええ。

(6番)

そうです。前半はちょっとあいていますね。結構最初は飛び飛びでした。最初は証人の専門家の先生のお話とかだったので、その辺、最後のほうの流れからは結構詰めてやったと思うので、そこは大丈夫です。

(司会者)

ありがとうございます。

では1番さん、いかがでしょうか。

(1番)

評議は裁判官3人の方が適切に進められて、まとめていただいたので、評議で7日ぐらい使っているの、やはり私の場合、もともとが長い裁判の想定だったので

すけれども、例えば一番最初に証拠調べが11月24日で、評議が始まったのが12月9日なので忘れてますね。それはもうほぼ忘れているので、復習から、資料とか最後の映像とかをまた見てやっていたので、何かここはその分やはり時間がもったいないなというがあるので、時間短縮のために何か工夫をしていただければ、私も何かあるのかなと思ったら、なかなか難しいのかなと思うのですけれども。

(司会者)

非常に情報量の多い事件ですと、確かに一通り証拠調べをしている間に、初めのほうは忘れてしまうという現象が起こるわけですね。今までいろいろ言われているところだと、例えば審理を幾つかに分けて一区切りついたところで、その部分については先に評議をしてしまうとか。

(1番)

今、それも考えたのですけれども、やはりこの私の場合だと、全体が見えないと、そこで部分、部分で評議してしまっても、それはそれでちょっと危ないのかなとも思ってしまうして。

(司会者)

それぞれの事実は結構関係しているというか、そういう事件だと思われまますので、なかなか難しいのですかね。

(1番)

難しいなと思いますね。

(司会者)

あとは、これもアイデアとして言われるのは、一日終わったときに、例えば最後、解散になるまでの間に、今日どういう話があったということをちょっとおさらいをしておく、それによってある程度記憶を固定化することができるのではないかという意見もあるのですけれども。

(1番)

ちょっとおさらいはしていただいたのかな。ちょっとだけは、毎日していただい

たのですけれども、やはり最後は忘れてしまうので。

(司会者)

なるほど、分かりました。確かにこの事件はとにかく大変だっただろうなと思いますね。ありがとうございます。

2番さん、いかがでしょうか。

(2番)

評議は4日間あったのですけれども、十分話し合いもできたと思うのですけれども、話し合いをされていて、もう一回本人たちに聞きたいねということが幾つか出てきて、それはもう無理なのだよねと。もう一回聞けたらこういうところも聞きたいねというのがやはりちょっと心残りのところとかありますね。

(司会者)

2番さんの事件ですと、一番重要な被害者の方の証人尋問を最初の日に行っているのですかね。

(2番)

はい。

(司会者)

そうすると、ほかの人のいろいろな話を聞いてみると、それを踏まえて被害者に確認したいということが出てくるわけですかね。

(2番)

そうなのですよ。話し合いしていて、そういえばここはというのが幾つか出てきて、もう一回本人に確認できたらいいねという話がありましたね。

(司会者)

でもそれは無理だろうということで。

(2番)

それは無理ですねということで。

(司会者)

例えば被告人質問は大体最後にやるものですがけれども、一番重要な被害者の証人尋問は最初にやらないとかいう選択肢もあるかとは思うのですけれども。

(2番)

初日というのは、そこにいるだけで緊張するのですよ。法廷というのはドラマの中でしか見たことがない中に自分がいるということだけで目いっぱいだと思うのですね。話は聞いているのですけれども、全部頭に入っているかという、メモもしているのですけれども、後でメモを見返しても分からないと。またみんなで話し合いをするのですけれども、やはり1回ではなくて2回とか、もう少し話が煮詰まってから、もう少しきちんと自分の態勢が整ってからもう一回質問をしたいというのはありますね。

(司会者)

なるほど、分かりました。大変難しい問題ですがけれども、ちょっとそういうことが起こり得るということは踏まえて考えていかなければいけないかなと思います。

(2番)

自分の言葉で法廷で質問もできるのですけれども、裁判官の方が一応メモして、頭の中が真っ白になってしまうといけないから、このメモを見ながら質問してもいいですよと言われるのですけれども、やはりもう少し何日目かになると自分も落ち着いてくるので、そういうときにもう一回きちんとした自分の言葉で質問ができたらよかったなと思います。

(司会者)

ありがとうございます。

では3番の方、どうぞ。

(3番)

評議自体は、評議のみの日が2日間だけしかなくて、1日は9時半から17時まで確保はされてはいたのですけれども、午前中で終わってしまったので、あっさりとした、争点もそんなに多くはなかったと思うので、なので、すぐに終わったなと

いう感じではあったのですけれども、やはり今2番の方がおっしゃっていたように、あのときああいう質問をしておけばよかったなとか、あと一点、今でも気になっているのが、被告人が被害者の異変に気づいて救急隊に連絡をする前に知人、友人に連絡をとっていたらしくて、その音声の記録は多分検察官側が持っているのではないとか、それを何で検察官側は証拠を提出しなかったのだろうなど。そのところはやはり質問が、あのときしておけばよかったなとか、証拠は完全に出されたわけではないのかなというところは、ちょっと心残りがあります。

(司会者)

先ほどの質問でありました、こういう証拠があったらというのに関係する発言でしたね。多分捜査は緻密に漏れなくやっていることが多いと思いますので、かなりものは集まっているとは思うのですけれども、法廷に出てくるかどうかというのはまた別問題ですので、こういうのがあるはずではないのかという疑問を思われることはよくあると思うのですけれども、出てきていないときはしょうがないということですね。

(3番)

そうですね。

(司会者)

それでは4番の方、どうぞ。

(4番)

私も評議は予定されていたより時間的には短かったのですけれども、内容的には本当に十分だったと思います。忘れてしまうのではないかなというのは感じていたのですけれども、法廷から帰るときにはすっかり、逆に忘れていいのだというような、皆さんちゃんと朝来れば必ず思い出せますという話を聞いて、なるほどと思って、来たときにみんなで集中して評議していました。

ちょっと不思議と言えば不思議だったのが、裁判員には回ってきていない資料のようなものがちょっとあったのかなという感じで、事件の細かいこと全部は来てい

ないのかなとちょっと思ったところもあったのですけれども。

でも評議は私はすごくいいシステムだなとは思いました。

(司会者)

大体発言はいつでも気軽にできる感じだったですか。

(4 番)

どんなにつまらないと思うようなことでも、思いついたことは全部言って、それを聞く人も、何だ、こんなことを言ってとかではなくて、真剣に聞いてくださいと。そうしたら必ず何か発見があると思うし、意見が変わることを恐れずに、そういうことで自分の意見が最初はどうだったとか、そういうことはもう一切、ブレインストーミングをしましょうということで最初から始まったので、とても疑問も残らず、全部疑問を言って、それを解決してしまったので、本当にすっきりとして何もわだかまりなくという大変ですけれども。

(司会者)

ありがとうございます。

では評議あるいは日程などに関して、検察官、弁護士から何か御質問はありますか。でしょうか。

(弁護士)

裁判官の3人の方は公判前整理手続ということで、かなり前から事件にかかわっているわけなのですが、裁判員の方は情報量にかなり最初の時点で差があると思うのですけれども、そのことについて何か困ったこととか、逆にそれでいいのだとか、何かありましたらお聞かせいただけますでしょうか。

(司会者)

どうでしょうかね。その辺は何かお感じになった方はいますか。どうぞ。

(3 番)

先ほどもちょっと言ったように、当事者の間で使っている言葉とか、何か共通の独自の言葉使いとかというところで、大分知識に差があったと感じたところがあっ

たので、問題を解決するのは難しいかなとは思うのですけれども、一つ一つ、日常使わないであろう言葉とかというのは、裁判員には逐一説明をしていただければありがたいかなと思います。

(司会者)

ありがとうございます。

それでは、そろそろ時間も参りましたので、これから裁判員に選ばれる、あるいは選ばれる可能性のある方に何かメッセージがあれば、お一人ずつお聞きしたいと思いますが、簡単で結構ですけれども、6番さんからお願いできますでしょうか。

(6番)

私も仕事を、パートなのですけれども、しているのですけれども、それでもこういった裁判にかかわってきちんとできたので、ただ、私の場合はちょっと難しい事件だったので専門用語とかも多かったですが、検察官の方とかもすごく丁寧に分かりやすく教えていただきましたし、裁判長を初め、裁判官の方も思っていたよりみんな優しい人たちで、和気あいあいとできたので、最初は不安かもしれないですが、やってみると自分の人生、生き方とかいろいろ考えさせられるので、いいと思います。

(司会者)

ありがとうございます。

それでは1番さん、お願いします。

(1番)

私も似たようなことかもしれないのですけれども、重い事件も軽い事件も、簡単なものも難しいものもいろいろとあると思うのですけれども、やはり非常にいろいろな世界が見られるというか、世界が広がる話につながる経験になると思いますので、今後やられる方はそこまで気負わないで参加いただければなと思いました。

(司会者)

ありがとうございます。

2 番さん、お願いいたします。

(2 番)

専門知識もないのにできるのかなと、毎朝、通うのが大変だなと、それは思ったのですけれども、私の周りには3人ぐらい裁判員をやっている方がいらっしゃるのですね。皆さんおっしゃるのは、良い経験をしたということなのですね。それは私も同じで、とても良い経験をして、また何年後かにこういうことができるのだとしたら、また私はやりたいなと思うぐらい、人生の中でそうできる経験ではないので、ぜひお勧めです。

(司会者)

ありがとうございます。

では3番さん、お願いいたします。

(3 番)

客観的に結論を出さなければいけないという点で、どうしてもテレビとかニュースとかで見ている裁判官の判断であったり、弁護人の方の弁論だったりとかというのは聞いているとどうしても、被害者のことを考えたらそんなことは考えるべきではないのではないかと思ったりはするのですけれども、実際、裁判員で裁判の評議に加わって、悩んで、考え出した結論というものを考えると、判決だけで、結果だけで物事を判断してはいけない、その裏には裁判官の方だったり弁護人の方だったり悩んで、悩み抜いて出した結論なのだという形で、違った形で判決だとかというものを見ることができるかなと思うので、ぜひ積極的にスケジュールがあいているのであれば参加をしていただきたいなと思います。

(司会者)

ありがとうございました。

では4番さん、お願いいたします。

(4 番)

高校時代に、ギリシャ人のアイデアという観念だけの存在みたいのがあったけれど

も、何かちょっとそれに似たような、自分の名前だとか立場だとか、そういうことを一切離れて、意見だけでみんなが話し合うのですけれども、でもその中にその人が生きてきた人生みたいのが反映されていて、とても広い世の中の議論ができて、人の道をちょっと外れてしまった人たちが、また世の中の中ですごく真剣に人に話されて行く末を決めるというのも、自分もこの人たちもだけれども、とても世の中について考えられて実感ができて本当に不思議な経験だったと思います。

裁判員になって、お仕事のお休みとかをもらうときに、「えっ、大変だね。アンラッキーだね。」みたいに言われたのですけれども、私はすごくラッキーな幸運に恵まれたかなと思っています。

だから、もしお知らせが来たら、ぜひぜひ飛び込んでみていただきたいと思っています。

(司会者)

ありがとうございました。

では5番さん、お願いいたします。

(5番)

今まで漠然と悪いことをしたらどうなるのかなというのは分かっていたのですけれども、実際、裁判員をやったことで、犯罪ということだったり裁判ということだったり、刑ということがどういうものなのか、よく分かったと思いますし、裁判員を経験することで、これが本当に改めて分かると思います。

実際、私が被告人の立っているところを見て、悪いことをするとあそこに立つのだなと思うと、日常生活の中で魔が差すということはもうなくなるのではないかなという気が、今でもしています。そういう意味でも広くたくさんの方が経験されるというのは意味があるかなというふうに思っています。

裁判員をらせていただいた期間、本当に悩んで、家の中でも悩んでいたりと、今後どういう判決になっていくのかというところで悩んでいたりと、すごく重いことをらせていただいたというのはあるのですけれども、やはり結果、皆さんがお

っしゃるとおり，良い経験だったかと，またやりたいなというのは思いました。ぜひ経験されたほうがいいと思います。

以上です。

(司会者)

ありがとうございました。

時間も来たようですので，そろそろこの意見交換会も終わりとさせていただきたいと思います。

今日も皆さんから大変貴重な御意見を伺うことができました。皆様の御意見を参考にさせていただいて，裁判員裁判をよりよいものにしていきたいと思います。どうもありがとうございました。